いじめ防止等対策の取り組みについて

熊本高等専門学校(八代)

	点検項目	令和4年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	全教職員にいじめ防止・対策への協力依頼、いじめ防止対策に関する資料の通知を行った。	引き続き定期的に周知し、意識啓発を行う。	―
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的に委員会を開催し、熊本キャンパスと情報共有を行った。	引き続き定期的に開催。	―
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	2月にSSWによるいじめに関する講演会を実施した。	引き続き、SSW等の専門家による講演会を開催する。	令和6年2月
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	委員会の役割を明記しているいじめ防止等基本計画を教員会やメール等で全教職員に周知した。	引き続き、全教職員への連絡ツール（Teams等）を用いて、全教職員に周知する。	―
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	委員会で策定した年間計画を教員会やメール等で全教職員に周知した。	引き続き、年度計画（学校いじめ防止プログラム）を策定し、全教職員に周知する。	―
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	直ちに委員会に報告すること明記したいじめ防止対策マニュアルを元に教員会やメール等で全教職員に周知した。	引き続き、教員会や全教職員への連絡ツール（Teams等）を用いて、全教職員に周知する。	―
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止対策マニュアルに定めている。	引き続き、いじめ防止週間等を利用して、全教職員に周知する。	―
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。	学生支援室、担任、クラブ顧問、教務委員会、寮務委員会、SC、SSW、学生支援連絡協議会と連携し、teamsや直接の会議において情報を共有している。	引き続き、Teamsを活用して情報共有を行う。	―
9	令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。	年度末に令和4年度の取組を検証し、令和5年度の実施計画や取組を策定した。	引き続き、年度末の委員会の議題として取り上げる。	―
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年４回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートの実施は年3回であるが、年度当初及び長期休業期間開けに担任による全員面談を実施し、その内容を教職員間で共有した。なお、今年度は後期いじめ防止週間時にもアンケートを実施し、年4回の実施を行う予定。	アンケートの設問を見直し、「いじめ」というワードを出さずにいじめの芽になりそうな事柄を拾い上げられる設問に変更した。また、いじめ防止週間時にもアンケートを実施した。	令和5年6月、8月、11月実施済
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。	SC、SSWを委員会の構成員としており、役割をいじめ防止対策マニュアルに明記している。また、SC、SSW、教職員間で情報を共有している。	引き続き、Teamsを活用して情報共有を行う。	―
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	1年生に対してカウンセラー講話、クラブリーダーに対してSSWによるピアサポートの観点からの研修を実施した。	引き続き、年1回以上のカウンセラー講話等を実施する。また、CT等を活用した担任等による研修を実施予定。	令和6年2月
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。	いじめ防止週間を年2回設定し、どのような行為がいじめになるかを明記したポスターを教室に掲示すると共に、担任からも学生に周知している。	引き続き、いじめ防止週間等において定期的な周知を実施する。	―
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	ピアサポートの観点から学生会役員及びクラブリーダーを対象に研修を実施した。 いじめ防止週間を年2回設定し、学生への意識啓発を行った。	引き続き、いじめ防止週間等を利用して意識啓発を行う。	―
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HPにいじめ防止基本計画等を掲載すると共に、自宅へ送付する通知文においても周知を行った。	引き続き、HPや保護者アンケートを通じて周知を行う。	―
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	保護者への対応を委員会が行うことを明記したいじめ防止対策マニュアルに沿って行うこととしている。	引き続き、被害・加害の双方の保護者と連絡を取りながら、解決に向けた対応を行う。	―
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	後援会理事会において学校いじめ防止等基本計画の内容を説明して連携・協力体制を築いている。	令和5年度運営諮問会議において、いじめ防止対策の内容説明及び令和5年度の認知状況報告を行い、意見を伺った。	令和5年11月実施済
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	いじめ防止対策マニュアルに明記している。	引き続き、警察等外部機関とも連携して対応する。	―